

## 岐阜県防犯優良マンション認定審査基準チェック表

	項 目	基 準	チェック
共 用 部 分	1. 共用出入口	<p><b>【配置】</b></p> <p>① 共用玄関は、道路及びこれに準ずる通路（以下「道路等」という。）からの見通しが確保された位置に配置されていること。 道路等からの見通しが確保されていない場合には、見通しを補完する対策が講じられていること。</p> <p><b>【共用玄関扉】</b></p> <p>① 共用玄関には、オートロックシステムを備えた玄関扉及びその玄関扉を通過する人物を写す防犯カメラが設置されていること。</p> <p>② 共用玄関の扉を含む開口部は、その内外を相互に見通せる構造となっていること。</p> <p><b>【共用玄関以外の共用出入口】</b></p> <p>① 共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に設置されていること。 道路等からの見通しが確保されていない場合には、見通しを補完する対策が講じられていること。</p> <p>② 共用玄関以外の共用出入口には、防犯上有効な構造の自動施錠機能付きの錠を備えた扉が設置されていること。</p> <p><b>【照明設備】</b></p> <p>① 共用玄関の照明設備は、その内側の床面において50ルクス以上、その外側の床面において、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、20ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p> <p>② 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、床面において20ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 必須</p> <p><input type="checkbox"/> 必須</p> <p><input type="checkbox"/> 必須</p> <p><input type="checkbox"/> 必須</p> <p><input type="checkbox"/> 必須</p> <p><input type="checkbox"/> 必須</p> <p><input type="checkbox"/> 必須</p>
	2. 管理人室	<p><b>【配置】</b></p> <p>① 管理人室は、共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造となっているか、または、これらに近接した位置に配置されていること。なお、管理人室がない場合は、補完する対策が講じられていること。</p>	<p><input type="checkbox"/> 必須</p>
	3. 共用メールコーナー	<p><b>【配置】</b></p> <p>① 共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置されてい</p>	<p><input type="checkbox"/> 必須</p>

共用部分		<p>ること。</p> <p>共用玄関等からの見通しが確保されていない場合には、見通しを補完する対策が講じられていること。</p> <p><b>【照明設備】</b></p> <p>① 共用メールコーナーの照明設備は、床面において50ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p> <p><b>【郵便受箱】</b></p> <p>① 郵便受箱は、施錠可能なものとなっていること。</p> <p>② 郵便受箱は、壁貫通型となっていること。</p>	<p><input type="checkbox"/>必須</p> <p><input type="checkbox"/>必須</p> <p><input type="checkbox"/>推奨</p>
	4. エレベーターホール (設置する場合)	<p><b>【配置】</b></p> <p>① 共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置されていること。</p> <p>共用玄関等からの見通しが確保されていない場合には、見通しを補完する対策が講じられていること。</p> <p>② 共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、床面において50ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p> <p><b>【照明設備】</b></p> <p>① その他の階のエレベーターホールの照明設備は、床面において20ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p>	<p><input type="checkbox"/>必須</p> <p><input type="checkbox"/>必須</p> <p><input type="checkbox"/>必須</p>
	5. エレベーター (設置する場合)	<p><b>【防犯カメラ】</b></p> <p>① エレベーターかご内には、防犯カメラが設置されていること。</p> <p><b>【連絡及び警報装置】</b></p> <p>① エレベーターは、非常時において押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されていること。</p> <p><b>【扉】</b></p> <p>① エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓が設置されていること。</p> <p><b>【照明設備】</b></p> <p>① エレベーターのかご内の照明設備は、床面において50ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p>	<p><input type="checkbox"/>必須</p> <p><input type="checkbox"/>必須</p> <p><input type="checkbox"/>必須</p> <p><input type="checkbox"/>必須</p>
	6. 共用廊下、 共用階段	<p><b>【構造】</b></p> <p>① 共用廊下及び共用階段は、各住戸のバルコニー等に近接する</p>	<p><input type="checkbox"/>必須</p>

共用		<p>部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造となっていること。</p> <p>② 共用廊下及び共用階段は、乗り越え等による侵入が困難な構造となっていること。やむを得ず侵入が可能な構造となる場合は、道路からの見通しが確保されているか、面格子の設置等の侵入防止に有効な対策が講じられていること。</p> <p>③ 共用廊下及び共用階段は、それぞれの各部分、エレベーターホール等からの見通しが確保され、死角を有しない配置又は構造となっていること。</p> <p>④ 共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、住棟外部から見通しが確保されていること。</p> <p>⑤ 共用階段のうち、屋内に設置されるものについては、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されていること。</p> <p><b>【照明設備】</b></p> <p>① 共用廊下及び共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、床面において20ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p>	<p>□必須</p> <p>□推奨</p> <p>□推奨</p> <p>□推奨</p> <p>□必須</p>
	7. 自転車置場・オートバイ置場	<p><b>【配置】</b></p> <p>① 自転車置場・オートバイ置場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置されていること。屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、周囲に外部から自転車置場等の内部を見通すことが可能となる開口部が確保されていること。周囲からの見通しが確保されていない場合には、見通しを補完する対策が講じられていること。</p> <p><b>【盗難防止措置】</b></p> <p>① 自転車置場・オートバイ置場には、チェーン用バーラック、サイクルラックの設置等、自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置が講じられていること。</p> <p><b>【照明設備】</b></p> <p>① 自転車置場・オートバイ置場の照明設備は、屋外に設置されている場合には、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、床面において3ルクス以上、屋内に設置されている場合には床面において20ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p>	<p>□必須</p> <p>□必須</p> <p>□必須</p>
8. 駐車場	<p><b>【配置】</b></p> <p>① 駐車場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが</p>	<p>□必須</p>	

共用部		<p>確保された位置に配置されていること。</p> <p>屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、周囲に外部から駐車場の内部を見通すことが可能となる開口部が確保されていること。周囲からの見通しの確保が困難な場合には、見通しを補完する対策が講じられていること。</p> <p>② 駐車場の出入口には、そこを通過する車両及び人物を写す防犯カメラが設置されていること。なお、防犯カメラがない場合は、補完する対策が講じられていること。</p> <p><b>【照明設備】</b></p> <p>① 駐車場の照明設備は、屋外に設置されている場合には、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、床面において3ルクス以上、屋内に設置されている場合には床面において20ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p>	<p><input type="checkbox"/>必須</p> <p><input type="checkbox"/>必須</p>
	9. 通路	<p><b>【配置】</b></p> <p>① 通路（道路に準じるものを除く。以下同じ。）は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置されていること。</p> <p>② 通路は、周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制等を踏まえて、道路等、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置されていること。</p> <p><b>【照明設備】</b></p> <p>① 通路の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、路面において3ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p>	<p><input type="checkbox"/>必須</p> <p><input type="checkbox"/>推奨</p> <p><input type="checkbox"/>必須</p>
	10. 児童遊園、広場又は緑地等（設置する場合）	<p><b>【配置】</b></p> <p>① 児童遊園、広場又は緑地等は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置されていること。道路等からの見通しが確保されていない場合には、見通しを補完する対策が講じられていること。</p> <p>② 塀、柵又は垣等は、領域性を明示するよう配置されていること。</p> <p><b>【照明設備】</b></p> <p>① 児童遊園、広場又は緑地等の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、地面において3ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。</p> <p><b>【柵又は垣等】</b></p> <p>① 塀、柵又は垣等を設置する場合には、その位置、構造、高さ</p>	<p><input type="checkbox"/>必須</p> <p><input type="checkbox"/>推奨</p> <p><input type="checkbox"/>必須</p> <p><input type="checkbox"/>必須</p>

		等は周囲の死角の原因及び住戸の窓等への侵入の足場となっていないこと。	
共用部	1 1. 防犯カメラ	<b>【防犯カメラ】</b> ① 記録装置と一体化したシステムとして構成されていること。 ② 有効な監視体制がとられていること。 <b>【配置】</b> ① 見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置に必要な台数が配置されていること。 <b>【照明設備】</b> ① 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、照度の確保に関する規定のある各項目に掲げるもののほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度が確保されていること。	<input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 必須
	1 2. 塀、柵又は垣根等	<b>【構造】</b> ① 柵、塀又は垣根を足場にして、上階の窓やベランダに容易に登れないこと。 ② 周囲からの死角の原因とならない見通しの良い構造となっていること。	<input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 必須
	1 3. その他 (設置する場合)	<b>【屋上】</b> ① 屋上は、出入口等に扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除き、当該扉は施錠可能なものとなっていること。 ② 屋上がバルコニー等に接近する場所となる場合には、避難上支障のない範囲において、面格子又は柵の設置等当該バルコニー等への侵入防止に有効な措置が講じられていること。 <b>【ゴミ置場】</b> ① ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置されていること。 また、住棟と別棟とする場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置されていること。 ② ゴミ置場は、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画されていること。 ③ ゴミ置場は、照明設備が設置されていること。 <b>【集会所】</b> ① 集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保されていること。	<input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 推奨 <input type="checkbox"/> 推奨 <input type="checkbox"/> 必須
	1. 住戸の玄関扉	<b>【構造】</b> ① 住戸の玄関は、防犯建物部品等の扉（枠を含む。）及び錠が設置されていること。既存マンション（認定制度が施行される	<input type="checkbox"/> 必須

専 用 部 分		前に着工されたものに限る。)においてやむを得ずこれを満たさない場合は、補完する措置が講じられていること。 【ドアスコープ、ドアチェーン等】 ① 住戸の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等が設置されているとともに、錠の機能を補完するドアチェーン又はドアガードが設置されていること。	<input type="checkbox"/> 必須
	2. インターホン	【外側との通話】 ① 住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンが設置されていること。 ② インターホンは、住戸内と共用玄関の外側との間で通話が可能な機能及び共用玄関の錠を住戸内から解錠する機能を有していること。 ③ インターホンは、共用玄関に設置された専用カメラの映像を写すモニター機能を有していること。 【管理人室等との通話等】 ① インターホンは、管理人室を設置する場合にあっては、住戸内と管理人室との間で通話が可能な機能等を有していること。	<input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 推奨 <input type="checkbox"/> 推奨
	3. 住戸の窓	【共用廊下に面する住戸の窓等】 ① 共用廊下に面する住戸の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む。）、面格子その他の建具が設置されていること。既存マンション（認定制度が施行される前に着工されたものに限る。）においてやむを得ずこれを満たさない場合は、補完する措置が講じられていること。 【バルコニー等に面する窓】 ① バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、避難計画に支障のない範囲において、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等のウィンドウフィルムを貼付したものを含む。）その他の建具が設置されていること。既存マンション（認定制度が施行される前に着工されたものに限る。）においてやむを得ずこれを満たさない場合は、補完する措置が講じられていること。	<input type="checkbox"/> 必須 <input type="checkbox"/> 必須
	4. バルコニー	【配置】 ① 住戸のバルコニーは、縦樋、階段の手摺り等を利用した侵入が困難な位置に配置されていること。やむを得ず縦樋又は階段	<input type="checkbox"/> 必須

<p>専 用 部 分</p>		<p>の手摺り等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な措置が講じられていること。</p> <p><b>【手摺り等】</b></p> <p>① 住戸のバルコニーの手摺り等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、周囲の道路等、共用廊下、居室の窓等からの見通しが確保された構造となっていること。</p> <p><b>【接地階】</b></p> <p>① 専用庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣は、侵入の防止に有効な構造となっていること。</p> <p>② 接地階の住戸のバルコニーの外側等の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しが確保されていること。</p>	<p><input type="checkbox"/>必須</p> <p><input type="checkbox"/>必須</p> <p><input type="checkbox"/>推奨</p>
----------------------------	--	---	---

☆ チェック項目のなかで「必須」となっているものは、適合していなければなりません。補完措置がされていれば、適合となる項目もあります。

☆ 「推奨」については、必ずしも適合条件ではありませんが、安全性確保のため望ましい項目です。